



公印省略

5 環 保 第 7 8 3 号  
令 和 5 年 8 月 2 2 日

各市町村長 殿  
(環境担当課)

環境部環境保全課長  
(大気係)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について (通知)

このことについて、環境省水・大気環境局大気環境課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、当該改正を踏まえ、県作成パンフレットの内容を見直しましたので併せて送付します。おって、業界団体には別途通知していることを申し添えます。

#### 記

#### 1 添付資料

- 別添 1 環境省通知文 (写)
- 別添 2 環境省通知文別紙
- 別添 3 県作成パンフレット
- 別添 4 県内関係団体あて通知文 (写)

#### 2 主な改正内容

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日以降に着工する工作物の解体等工事に係る石綿事前調査について、必要な知識を有する者 (工作物石綿事前調査者等) による調査を義務付け。(令和 8 年 1 月 1 日施行)
- (2) 特定工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、「塗料その他の石綿等が使用されている材料」の除去の作業を伴う場合に限り、必要な知識を有する者による調査を必要とした。(令和 8 年 1 月 1 日施行)
- (3) 特定工作物 (石綿事前調査結果の報告対象となる工作物) に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い」を追加した。(令和 5 年 1 0 月 1 日施行)

#### 3 改正内容の詳細 (環境省 URL)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01756.html](https://www.env.go.jp/press/press_01756.html)

部 署	福岡県環境部環境保全課
担 当	大気係 城戸、澄川
電 話	092-643-3360
e-Mail	taiki@pref.fukuoka.lg.jp